

藤支 5 第 25 号  
令和 5 年 4 月 25 日

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部  
支 部 長 城田英昭  
(公印省略)

## 第 249 回定例会結果について(報告)

令和 5 年 4 月 19 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員（会場）64 名、WEB 配信視聴 31 名が出席し、結果は次の通りです。

### 1. 支部長挨拶

3 期 6 年副支部長を務めさせていただいたその間コロナ禍で様々な支部活動が制限されてきた。しかしながら、昨今、マスク不要になるなどコロナ制限も撤廃、緩和されており、令和 5 年度の支部活動については、コロナ禍前の活動と同等の事業を各部長さんが考えてくれている。

6 月 16 日の定期総会も今のところコロナ禍前の形のフルスペックで行うことを予定している。来賓の方々についてもコロナ禍前と同様の基準でのご招待を考えている。会員の皆様方も是非積極的に総会へ参加いただきたい。

厚生事業に関しては、ゴルフ大会、ボーリング大会等を厚生部で企画している。案内等がありましたら是非ご参加いただき楽しんでいただければと考えている。

研修については、研修 36 時間を超える研修を用意している。会員の皆様も 36 時間研修をクリアされますようお願いする。

湘南八支部ゴルフ大会と連絡協議会の両会について藤沢支部がダブルで担当となっている。ゴルフは 10/11 レイクウッドでの開催が予定されている。参加したいと考えている会員の方は早めに厚生部へご連絡いただければと思います。

円滑な会務運営を心がけ執行してまいりますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### 2. 会務報告

(城田支部長)

藤沢支部会員による今年度の本会理事、参事及び登録調査委員、税法研究所、支部の監事、税政連、協同組合理事等への会務分掌、参加状況の紹介。

3 月 22 日、湘南八支部新旧支部長総務部長顔合わせ会を行った。

3 月 29 日、新旧の正副支部長及び幹事会を行った。フレッシュな新幹事の皆様が多く期待が持てた。川崎前支部長に「幹事とは・・・」等をテーマとしてオリエンテーションをお願いした。

4月3日から7日まで第1回目の各部会に参加した。

4月4日には協同組合の協議会に参加した。

4月14日は新入会員説明会を行い第1回の正副支部長会及び幹事会が開催された。同日、午前中には藤沢税務署及び県税事務所に支部長新任のあいさつに伺った。

本日4月19日は11時から第1回紫藤会懇談会に出席した。

大山会員に関しましては本会会則第49条第1項に基づいて処分が下りました。それに伴いまして当支部におきましても支部規約35条1項による支部会員の権利停止処分について幹事会で協議し処分が決定しております。それに先立ちまして、大山会員には弁明の機会を与えるということで内容証明にて書面を郵送しましたが受け取り拒否ということで戻ってきておりますことをご報告申し上げます。

### 3. 各部報告

新幹事のご挨拶と各部報告

(山本総務・経理担当副支部長)

城田支部長、藤田総務部長を支えていきたい。

(井上広報・厚生担当副支部長)

皆様に楽しんでいただけるような広報誌、厚生事業を考えていきたい。

(木村税務支援対策・租税教育推進部担当副支部長)

2年間よろしく願いいたします。

(小山税務研修・業務対策部担当副支部長)

お役に立てるような研修と業務対策部としての情報発信をしまいたします。

(阿部税務相談・綱紀監察・臨税担当副支部長)

お役に立つように職務を全うしていきたいと思っています。

総務部（藤田部長）

第1回部会で本年度の事業計画と予算を策定した。

経理部（今永部長）

第1回部会で本年度の事業計画と予算を策定した。会費支払いの案内、口座振替の皆様は4月28日に引き落としになります。お振込の会員の方は4月28日までのお振込のご協力をお願いしたい。

#### 厚生部（生川部長）

皆さんに楽しんでいただける企画を考えていきたいと思っている。

4月4日の部会で令和5年度の事業計画及び予算を策定した。

直近の予定として7月に支部日帰り旅行を予定している。

6月に予定していたテニス大会は、コートの関係で9月に開催したいと考えている。

協同組合の厚生事業として9月15日に秋季ゴルフ大会が開催される。10名の会員の皆様にご参加いただけることとなった。7月4日にボーリング大会が開催される予定。湘南八支部ゴルフ大会は藤沢支部の担当となっております。10月11日にレイクウッドで開催の予定。多くの皆様の参加をお願いいたします。

#### 税務支援対策部（楡井部長）

令和4年分の無料相談会等の謝金は5月末から6月の初めに振り込まれる予定。

皆様からいただいた改善等のご意見については、令和5年の無料相談等に反映させていきたいと考えている。

#### 研修部（高橋部長）

36時間研修をクリアいただけるように有用な研修をご準備してお届けしたいと考えている。

4月6日に部会を開き事業計画及び予算を策定した。コロナ禍が落ち着いたところの研修のあり方ということで検討した。

#### 税務相談部（桂田部長）

社会からの要請にこたえまして皆様を派遣してまいりたいと思いますのでご協力お願い致します。アンケート中心とはなりますが適材適所での派遣を考えている。

事務局からですが、派遣の際に皆様の個人情報をご団体の方にお伝えすることがある。

例えば会員名簿に掲載しないで下さいとおっしゃっている場合であっても携帯電話やメールアドレスをお教えしなければならないこともございますのでご了解ください。

#### 広報部（吉澤部長）

年2回9月と1月に広報誌を発行させていただきます。合わせて今年度は会務情報を迅速にお届けするという事で支部報臨時増刊号を発行します。第1弾として5月に総会議案書と一緒に新幹事の紹介号を臨時増刊号としてお届けします。

#### 業務対策部（石井部長）

部会を開催し事業計画及び予算を策定した。

#### 綱紀監察部（西川浩吉部長）

4月7日に部会を開催し事業計画及び予算を策定した。

9月7日の定例会では国税局税理士専門官をお招きして研修を行います。

租税教育推進部（内山副部長）

6月、7月に小学校の租税教室がある。マニュアルもありますし事前の研修もありますので講師が初めての方でも安心して参加できます。今まで講師をやったことない方も是非参加をお願いしたい。

秋冬には高校の租税教室も予定している。サポートも是非よろしくをお願いします。

#### 4. 藤沢税務署からの連絡事項(14:00～)

（税務署長）

おかげさまで令和4年分の確定申告が無事終わりました御礼を申し上げます。

無料相談では約190名の多くの先生方に従事していただきました。大変お忙しい中ご協力ありがとうございました。

確定申告期間中にHP申告書作成コーナーの不具合につきましてお詫び申し上げます。支障のないよう再発防止とイータックスの安定運用に努めて参ります。

申告書の提出件数は速報値になりますが約15万6千件となっており、昨年より1万件増えております。イータックスによる申告は10万4千件、前年対比120%となっております。今後も一層イータックスの普及推進を図ってまいりますのでご協力よろしくをお願いします。

インボイス制度について

藤沢税務署の登録状況として課税事業者の7割を超えている。引き続き円滑な導入に向けて説明会など行ってまいりますのでご協力よろしくをお願いします。

内部事務のセンター化について

藤沢税務署は今年の7月10日からセンター化へ移行します。

申告書、申請書等を郵送される場合には7月10日以降は業務センターへの郵送をお願いしたい。この点については、また後日改めまして詳細に説明させていただきたいと思っております。

（管理運営部門）

令和4年分確定申告分の口座振替について

申告所得税及び復興特別所得税については令和5年4月24日

消費税及び地方消費税については令和5年4月27日

振替日の前営業日までに預貯金口座の残高を確認していただきますよう顧問先の皆様にご指導をお願いいたします。

（個人課税部門）

令和4年分税理士無料相談の状況について、無料相談会の開催にご協力ありがとうございました。

本年の無料相談は茅ヶ崎商工会議所、寒川商工会の2か所。実績は取り扱い総件数785件、送信総数689件となり前年対比で約250%の大幅増となっております。ご協力に感謝申し上げます。

(資産課税部門)

相続税申告における「提出をお願いしている書類」の見直しについて

昨年、国税庁が税理士の皆様にアンケートを実施した結果、相続税申告については、法定書類や申告書作成時の検討資料などの添付書類の送信に係る対応が大きな負担であり、電子申告の普及のための早急に改善すべきといったご意見をいただきました。

このため、国税庁において、申告の際の「提出をお願いしている添付書類」の見直しを行い、令和5年1月以降提出分の申告については、これまで提出をお願いしていた書類を大幅に削減することとし、次の様式を改定しています。

- ・「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」
- ・「相続税の申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）」
- ・「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート（相続税）（令和5年1月以降提出用）」

いずれも、①法定添付書類、②提出をお願いしている書類、③提出を求めない書類を明確に区分するように改定しています。

今後は、改定後のチェックシート等に基づき、①法定添付書類及び②提出をお願いしている書類の提出をお願いします。

なお、今回の見直しについては、電子申告だけでなく、書面で申告書を提出する場合も同様です。

国税庁HPに改定後のチェックシート等が記載されていますので、電子申告、書面申告を問わず、申告書作成にあたってのチェックシートをご活用ください。

(法人課税部門)

藤沢税務署では今後もインボイス制度の円滑な導入に向けて制度の基本的な仕組み等に関する説明会を実施します。

ご関与先にもお声がけをいただき参加を希望される方がいらっしゃいましたら藤沢税務署法人または個人課税第1部門まで事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

インボイス発行事業者の早期登録申請について

原則的登録期日の令和5年3月31日までに申請された方の処理を行っています。これにより、登録申請書を提出される時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までの時間を要することが想定されます。3月10日現在、イータックス提出で約3週間、書面提出で約2カ月を要しています。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに行っていただくためにも、登録を予定されているご関与先の方々に対し、早期の登録申請を行うようご指導いただきますようお願いいたします。

説明会会場は藤沢法人会館、日程は令和5年4月25日、5月24日、6月22日、時間はいずれも10:00~11:00、13:30~14:30となっております。

(総務課)

関与先名簿及び従業員名簿について

名簿の提出にご協力いただきありがとうございました。なお、未提出の先生方につきましては、再度、提出の依頼をさせていただきますので、ご提出よろしく願いいたします。

申告書等の情報の取得について、

税務署に提出した申告書等の情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示請求によることなく、次の方法により、表示、印刷・閲覧することができます。

- 1) イータックスメッセージボックスの受信通知からダウンロードする方法
- 2) 「申告書等情報取得サービス」を利用して取得する方法

(書面により提出している場合でも、イータックスソフトにマイナンバーカードでログインしてPDFファイルを取得でき、手数料はかかりません)

配付のパンフレットをご覧ください。紙で申告した方もイータックスで所得税申告等のPDFファイルを取得できます。

## 藤沢税務署からの連絡事項

### 【管理運営部門】

#### 令和4年分 確定申告分の振替日（口座引落日）について

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税 令和5年4月24日（月）
- ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和5年4月27日（木）

振替日の前営業日までに、預貯金口座の残高を確認していただきますよう顧問先の皆様にご指導をお願いいたします。

### 【個人課税部門】

#### 令和4年分 税理士無料相談の状況について

令和4年分の確定申告に関しまして、無料相談会の開催にご協力ありがとうございました。本年の無料相談の実績（茅ヶ崎商工会議所会場、寒川商工会会場の合計）は、取扱い総数785件、送信総数689件となり、前年と比較致しますと、約250%と大幅に増加しております。多大なるご支援、ご協力につきまして重ねて感謝申し上げます。

### 【資産課税部門】

#### 相続税申告における「提出をお願いしている書類」の見直しについて

昨年、国税庁が税理士の皆様にアンケートを実施した結果、相続税申告については、法定書類や申告書作成時の検討資料などの添付書類の送信に係る対応が大きな負担であり、電子申告の普及のために早急に改善すべきといったご意見をいただきました。

このため、国税庁において、申告の際に「提出をお願いしている添付書類」の見直しを行い、令和5年1月以降提出分の申告については、これまで提出をお願いしていた書類を大幅に削減することとし、次の様子を改定しています。

- ・「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」
- ・「相続税の申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）」
- ・「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕（令和5年1月以降提出用）」

いずれも、①法定添付書類、②提出をお願いしている書類、③提出を求めない書類を明確に区分するように改定しています。

今後は、改定後のチェックシート等に基づき、①法定添付書類及び②提出をお願いしている書類の提出をお願いします。

なお、今回の見直しについては、電子申告だけでなく、書面で申告書を提出する場合も同様です。

国税庁ホームページに、改定後のチェックシート等が掲載されていますので、電子申告、書面申告を問わず、申告書作成に当たってのチェックシートとしてご活用ください。

(配付資料：相続税の申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）)

## **【法人課税部門】**

### **1 インボイス制度の説明会について**

昨年末の税制改正大綱の中で、様々な負担軽減措置を講じるとともに、各種取組を充実していく閣議決定がされ、これまでの取組を継続実施するだけでなく、特に免税事業者に対する周知広報が必要となってきます。

藤沢税務署では、今後もインボイス制度の円滑な導入に向けて制度の基本的な仕組み等に関する説明会を実施します。

ご関与先等にもお声掛けをいただき、参加を希望される方がいらっしゃいましたら藤沢税務署法人（個人）課税第1部門まで事前にご連絡くださいますようお願い致します。

【日程】 令和5年4月25日(火) 【時間】 10：00～11：00

令和5年5月24日(水) 13：30～14：30

令和5年6月22日(木)

【会場】 藤沢法人会館

### **2 適格請求書(インボイス)発行事業者の早期登録申請について**

原則的登録期日の令和5年3月31日までに申請をされた方の処理を行っております。これにより、登録申請書を提出される時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までの時間を要することが想定されます。(3月10日現在 e-Tax 提出 約3週間、書面提出 約2か月)

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されているご関与先の方々に対し、早期の登録申請を行うようご指導いただきますようお願い致します。

## **【総務課】**

### **1 関与先名簿及び従業員名簿について**

名簿の提出にご協力いただきありがとうございました。

なお、未提出の方につきましては、再度、提出の依頼をさせていただきますので、ご提出をよろしくお願ひします。

### **2 申告書等の情報の取得について**

税務署に提出した申告書等の情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく開示請求によることなく、次の方法により、表示・印刷・閲覧することができます。

(1) e-Tax メッセージボックスの受信通知からダウンロードする方法

(2) 「申告書等情報取得サービス」を利用して取得する方法

(書面により提出している場合でも、e-Tax ソフトにマイナンバーカードでログインして、PDF ファイルを取得でき、手数料はかかりません。)

(配付資料：紙で申告した方も e-Tax で所得税申告書等の PDF ファイルを取得できます！)



## 相続税の申告のためのチェックシート（令和5年1月以降提出用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の適用要件チェックシート」等、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除』の適用要件チェックシート」等の確認もお願いいたします（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。）。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所の検認を受けた遺言書 又は公正証書による遺言書の写し  <input type="checkbox"/> 特別代理人選任の審判の証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本等（注1） <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※   <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※
		② 相続人に未成年者はいませんか。	<input type="checkbox"/>			
③ 戸籍の謄本等がありますか。	<input type="checkbox"/>					
④ 遺産分割協議書がありますか。	<input type="checkbox"/>					
相続	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）  <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書 <input type="checkbox"/> 土地の無償返還に関する届出書 <input type="checkbox"/> 実測図等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		② 共有不動産はありませんか。	<input type="checkbox"/>			
③ 先代名義の不動産はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑧ 土地に縄延びはありませんか。	<input type="checkbox"/>					
相続	事業（農業）用財産	○ 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	<input type="checkbox"/>	
		○ 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>			
相続	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 証券、株券、通帳又はその預り証 <input type="checkbox"/> 証券、株券又はその預り証 <input type="checkbox"/> 配当金支払通知書（保有株数表示） <input type="checkbox"/> 評価明細書等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含まれます。）。	<input type="checkbox"/>			
③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>					
④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
相続	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。（現金の残高も確認しましたか。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	<input type="checkbox"/>	
		② 郵便貯金も計上していますか。	<input type="checkbox"/>			
③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の預金も含まれます。）。	<input type="checkbox"/>					
④ 日本国外の預貯金はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。利息は、相続開始日に解約とした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	<input type="checkbox"/>					
相続	家庭用財産	○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>			
相続	生命保険金・退職手当金等	① 生命保険金の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等  <input type="checkbox"/> 退職金の支払調書、取締役会議事録等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		② 生命保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>			
③ 契約者が家族名義などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。	<input type="checkbox"/>					
④ 退職手当金の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>					
⑤ 弔慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けていませんか（退職手当金等に該当するものではありませんか。）。	<input type="checkbox"/>					

▶ 次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

電話 ( ) \_\_\_\_\_

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
相続財産	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 立木証明書、森林経営計画書、森林簿、森林組合等の精通者意見など	<input type="checkbox"/>	
	その他の財産	① 貸付金、前払金等はありませんか。 ② 庭園設備はありませんか。 ③ 自動車、ヨット等はありませんか。 ④ 貴金属(金地金等)、書画、骨とう等はありませんか。 ⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等の計上漏れはありませんか。 ⑥ 未収給与、未収地代・家賃等はありませんか。 ⑦ 未収配当金の計上漏れはありませんか。 ⑧ 特許権、著作権、営業権等はありませんか。 ⑨ 未収穫の農産物等はありませんか。 ⑩ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告の還付金はありませんか。 ⑪ 損害保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 法人税の確定申告書(控)、借用証等 ○ 現物の確認(最近取得している場合は、取得価額の分かる書類) ○ 会員証(券) ○ 賃貸借契約書、通帳、領収書(控) ○ 評価明細書 ○ 総勘定元帳、決算書 ○ 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(控) ○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□※
	債務	① 借入金、未払金、未納となっていた固定資産税、所得税などの計上漏れはありませんか。 ② 預り保証金(敷金)等の計上漏れはありませんか。 ③ 相続を放棄した相続人はいませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 納付書、納税通知書、請求書、手形 ○ 賃貸借契約書 ○ 相続権利放棄申述の証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	葬式費用	① 法要や香典返しに要した費用が含まれていませんか。 ② 墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 領収証、請求書等	<input type="checkbox"/>	
生前贈与財産の相続財産への加算	【相続時精算課税】 ① 相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産は加算していますか。 ② 相続時精算課税適用者がいる場合に必要書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控) ○ 申告書第11の2表 ○ 被相続人の戸籍の附票の写し(注3)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(申告書として提出) <input type="checkbox"/>	
	【暦年課税】 ① 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は加算していますか(基礎控除額未満の贈与も含みます。) ② 配偶者が相続開始の年に被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭を特定贈与財産としている場合に必要書類を添付していますか。 【「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る非課税の特例】 ○ 管理残額は加算していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与証書、贈与税の申告書(控)、預貯金通帳 ○ 申告書第14表 ○ 配偶者の戸籍の附票の写し(注4) ○ 居住用不動産の登記事項証明書 ○ 金融機関等の営業所等で確認した管理残額が分かるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(申告書として提出) <input type="checkbox"/>	
不動産	① 土地の評価は実測面積によっていますか。 ② 貸付地は地上権や賃借権又は借家借家法に規定する借地権が設定されている土地ですか。 ③ 配偶者居住権が設定されている土地ですか。 ④ 土地の地目は現況地目で評価し、画地計算に誤りはありませんか(現況地目と固定資産税評価証明書の現況地目は同じですか。) ⑤ 固定資産税評価額、財産評価基準の倍率、路線価並びに計算に誤りはありませんか。 ⑥ 借地権割合、借家権割合に誤りはありませんか。 ⑦ 市街地周辺農地は20%評価減をしていますか。 ⑧ 市街地農地は20%評価減をしていますか。 ⑨ 市街地農地等の宅地造成費の計算誤りはありませんか。 ⑩ たな卸資産である不動産の評価は適正ですか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 実測図 ○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図 ○ 配偶者居住権等の評価明細書 ○ 固定資産評価証明書 ○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(地形図の記載は、実測図・公園の添付により省略可) ○ 固定資産評価証明書 ○ 市街地農地等の評価明細書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□※          □※	
	非上場株式	① 貸借対照表に計上されていない借地権はありませんか。 ② 機械等に係る割増償却額を修正していますか。 ③ 法人の受取生命保険金及び生命保険の権利の評価を資産計上していますか。 ④ 財産的価値のない繰延資産を資産計上していませんか。 ⑤ 準備金、引当金(平成14年改正法人税法附則第8条第2項及び第3項適用後の退職給与引当金を除きます。)を負債計上していませんか。 ⑥ 死亡退職金を負債計上していますか。 ⑦ 受取生命保険金の保険差益について、課される法人税額等を負債計上していますか。 ⑧ 未納公租公課を負債計上していますか。 ⑨ 3年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 土地の賃貸借契約書 ○ 法人税の確定申告書(控) ○ 取引相場のない株式の評価明細書 ○ 納税通知書 ○ 不動産売買契約書、登記事項証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	□※

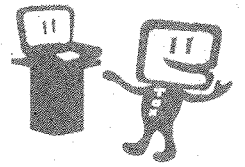
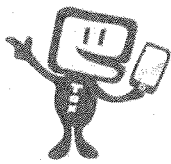
▶次頁に続く。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
評価	上場株式等	① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 ② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 上場株式の評価明細書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
	立木	① 相続人及び包括受遺者の取得したのについて15%の評価減をしていますか。 ② 林地の実面積で評価していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 山林・森林の立木の評価明細書 ○ 実測図等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※ <input type="checkbox"/> ※
特例	小規模宅地等	① 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表1 ○ 申告書第11・11の2表の付表1(別表1) ○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(申告書として提出) (申告書として提出) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		イ 特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 特定事業用宅地等が平成31年4月1日以後に新たに被相続人等の事業の用に供されたものであるときに限ります。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表1(別表2)	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
		ロ 特定居住用宅地等に該当する場合 ・ 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類(特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・ 被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。 ※ 一定の経過措置がありますので、詳しくは「相続税の申告のしかた」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	○ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類(特例の適用を受ける人がマイナンバー(個人番号)を有する者である場合には提出不要です。) ○ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ○ 相続開始の時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		・ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合に必要書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 被相続人の戸籍の附票の写し ○ 介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等 ○ 施設への入所時における契約書の写し等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		ハ 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等で、特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 総務大臣が交付した証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ニ 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 法人の定款の写し ○ 法人の発行済株式の総数(又は出資の総額)及び被相続人等が有するその法人の株式の総数(又は出資の総額)を記載した書類でその法人が証明したもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		ホ 貸付事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに限ります。	<input type="checkbox"/>	○ 過去4年分の所得税青色申告決算書(不動産所得用)の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 特定居住用宅地等は、取得者ごとの居住継続(相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住していること)、所有継続(相続税の申告期限まで有していること)の要件を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>			
		③ 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに面積をあん分して軽減割合を計算していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書等	<input type="checkbox"/>	
④ 貸付事業用宅地等(不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業)について、特定事業用宅地等として80%減をしていませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 収支内訳書(不動産所得用)	<input type="checkbox"/>			
⑤ 面積制限の計算を適正にしていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表1	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)		
⑥ 未分割の宅地に適用していませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 遺言書又は遺産分割協議書	<input type="checkbox"/>			
○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

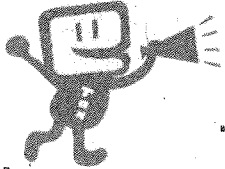
▶次頁に続く。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
特	特定計画山林	① 調整限度額の計算を適正にしていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表2又は付表2の2	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
		② 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2) ○ 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
例	農地等の納税猶予	○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		① 期限内申告ですか。 ② 遺言書又は遺産分割協議書がありますか。 ③ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 ④ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた場合、特例適用者は相続人であり、かつ、速やかに農業経営を開始していますか。 その特例農地等を計上していますか。 ⑤ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等(都市営農農地等を除きます。)に特例を適用していませんか。 ⑥ 必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 贈与税の申告書(控)  ○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2) ○ 農業委員会の適格者証明書等 ○ 担保の提供に関する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	課税価格	○ 申告書第1表の⑥のAは各人の課税価格の合計額となっていますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第1表・第1表(続)	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
	基礎控除額	① 法定相続人数は戸籍謄本等で確認しましたか。 ② 代襲相続人はいませんか。 ③ 養子縁組(又は取消し)した人はいませんか。 ④ 法定相続人の数に含める養子の数は確認しましたか(実子がいる場合には1人、実子がいない場合には2人となります。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 戸籍の謄本等(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税額計算	税額加算	① 相続人以外で遺贈・死因贈与により財産を取得された方はいませんか。 ② 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫(代襲相続人を除きます。)や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書、贈与契約書 ○ 申告書第4表	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※ (申告書として提出)
	税額計算	○ 法定相続分の計算は正しくされていますか(特に相続人に代襲相続人がいる場合)。	<input type="checkbox"/>	○ 申告書第2表	<input type="checkbox"/>	(申告書として提出)
	税額控除	○ 贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除や相次相続控除などの控除額に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控)、障害者手帳、戸籍の謄本等、相続税の申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配偶者税額軽減	配偶者の取得財産については分割済	① 遺言書又は遺産分割協議書の写しを添付しましたか。 ② 共同相続人等全員(特別代理人がいる場合には、特別代理人を含みます。)の印鑑証明書を添付しましたか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ○ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	未分割(全部又は一部)	○ 「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他検討項目					検討済(レ)	添付(レ)
① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 ② 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。 ③ 被相続人の所得税及び復興特別所得税について確定申告が必要な場合は、相続開始日の翌日から4か月以内に行う必要があります。 ④ 相続税の延納、物納をされる場合は、申請書を相続税の申告書と同時に提出する必要があります。 ⑤ 相続税の還付申告の方は、還付される税額の受取場所を申告書第1表の付表2に記載してください。 ⑥ 相続税の申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)について、税務署で本人確認(①番号確認及び②身元確認)を行うため、申告書に記載された各相続人の本人確認書類の写しを添付する必要があります。 なお、e-Taxにより申告を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。 (注) 相続税の申告書は、e-Taxを利用して提出(送信)することができます。 この場合、申告書の添付書類については、イメージデータで提出することができます。 詳しくは、e-Taxホームページ【 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp">https://www.e-tax.nta.go.jp</a> 】をご覧ください。 ⑦ 特定の一般社団法人等の理事(理事であった一定の者を含みます。)が死亡した場合における課税の特例が適用される場合に該当しませんか。					<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注1 「戸籍の謄本等」は次のいずれかの書類(複写したものを含みます。)を提出してください。  
 ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの  
 ② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」(子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、)なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本(複写したものを含みます。)も提出してください。  
 2 配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林及び農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「印鑑証明書」は必ず原本を提出してください。  
 3 「戸籍の附票の写し」(複写したものを含みます。)は相続開始の日以後に作成されたものに限り、  
 4 「戸籍の附票の写し」は被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、



# 紙で申告した方も e-Taxで所得税申告書等の PDFファイルを取得できます！



.....  
メリット1  
.....

お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！

.....  
メリット2  
.....

紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！

.....  
メリット3  
.....

取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！

.....  
メリット4  
.....

手数料はかかりません！

## ステップ

1

パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

2

e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。



所得税申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax（Web版）にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。



国税庁 ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>



国税庁

検索

スマートフォンによる操作手順（簡易版）  
は裏面をご覧ください。

# スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）

- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得稅確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ ご利用にはマイナンバーカードが必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

## 申請

① マイナンバーカードでログイン



② 「申請・納税」を選択

③ 「所得稅申告書等情報の閲覧」を選択

④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ

⑤ 電子署名を付与し、送信

## ダウンロード

② 「送信結果・お知らせ」を選択

③ 「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択

④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ

⑤ 格納されたデータをダウンロードできます

（操作手順はこちら）

⇒ スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、e-Taxホームページをご覧ください。



**e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！**

e-Taxホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



イータックス

検索

# 国税庁の HP からダウンロードできます。

相続税の申告のための チェック シート

[www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/2023/pdf/r05-01.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/2023/pdf/r05-01.pdf)

紙で申告した方も e-Tax で所得税申告書等の P D F ファイルを取得できます！

<https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinhoho/pdf/0022005-014.pdf>